

宮城県ものづくり企業



若手人材の
確保を応援!!



奨学金返還支援制度

導入企業募集

従業員
ひとりあたり
最大

135万円

【年間22万5千円×最長6年】

を支援します!

宮城県内で就職する大学生等を
応援しませんか?

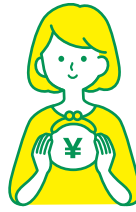


奨学金返還支援制度導入のメリット



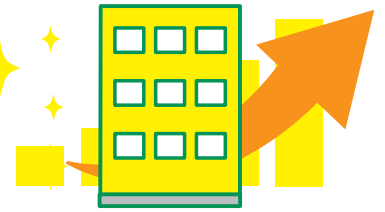
「若手人材」にアプローチ

奨学金返還支援制度は学生へのアピール力が高く、売り手市場における採用競争の中で他社と差別化でき、若手人材の採用において有利になる可能性が高くなります。



経費の一部としての「課税優遇」

企業が奨学金を代理返還し、その返還額が経費として認められる場合、企業はその返還額を損金に算入し、法人税の課税対象所得を軽減できる可能性があるため、税制上の優遇を享受できます。



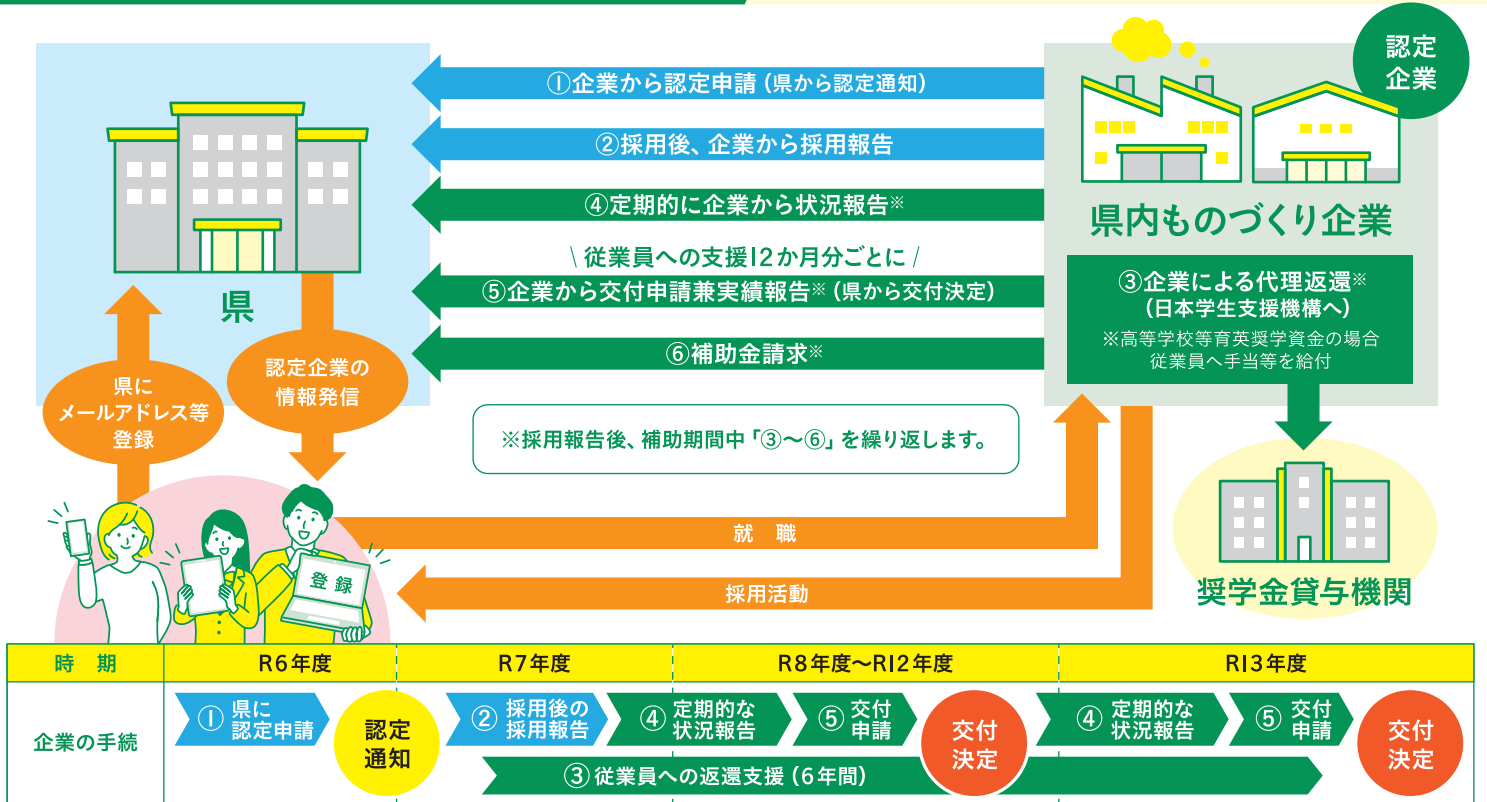
企業の「イメージアップ」

奨学金返還支援制度の導入は、企業のCSR（社会的責任）活動の一環として注目されています。当該制度を活用することで企業価値が高まるとともに、社会的なプロモーションや企業のアピールポイントとしても期待できます。

補助金申請の流れ (事業イメージ)

▶ 初めに行う手続

▶ 繰り返し行う手続



事業内容

従業員への奨学金返還支援を行っているものづくり企業に対して補助します。

補助対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に本社を有するものづくり企業 ● 県内に支社、工場、事業所等を有し、県内に勤務地を限定した採用を行っているものづくり企業 <small>※中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模企業者に限る</small>	補助率	1/2 ※企業から従業員への支援金額の1/2を補助																		
支援対象となる従業員	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和7年度以降に補助対象企業に正社員として採用される者 <small>※高校卒や中途退学等した場合も対象 ※既卒の場合は卒業から4年以内に就職した者が対象</small>	補助上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援対象となる従業員</th> <th>企業から従業員への支援総額 (6年間)</th> <th>県から企業への補助総額 (6年間) ※2</th> <th>県から企業への補助額 (1年あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大卒等 ※1</td> <td>プラン①</td> <td>270万円</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>プラン②</td> <td>180万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>プラン③</td> <td>90万円</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td>54万円</td> <td>27万円</td> <td>4万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <small>※1 大卒等については、3つのプラン (補助上限額) から企業が選択可能 ※2 従業員の奨学金貸与総額の1/4が上限</small>	支援対象となる従業員	企業から従業員への支援総額 (6年間)	県から企業への補助総額 (6年間) ※2	県から企業への補助額 (1年あたり)	大卒等 ※1	プラン①	270万円	135万円	プラン②	180万円	90万円	プラン③	90万円	45万円	高校卒	54万円	27万円	4万5千円
支援対象となる従業員	企業から従業員への支援総額 (6年間)	県から企業への補助総額 (6年間) ※2	県から企業への補助額 (1年あたり)																		
大卒等 ※1	プラン①	270万円	135万円																		
	プラン②	180万円	90万円																		
	プラン③	90万円	45万円																		
高校卒	54万円	27万円	4万5千円																		
支援対象となる奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本学生支援機構の第一種奨学金 (無利子) 及び第二種奨学金 (有利子) ● 宮城県高等学校等育英奨学金 	補助期間	最長6年間																		
補助要件	奨学金返還支援制度について、企業が就業規則や賃金規程等の内部規程において定めること																				

ものづくり企業

ものづくり企業とは、「ものづくり産業振興に関する県民条例」第2条に規定する「ものづくり産業」に該当する事業を行っている企業です。具体的には、食料品製造業、電子部品等の製造業に加え、ソフトウェア業や、機械修理・機械設計等の工業製品の設計や製造、修理と密接に関連する事業を行っている企業となります。

その他、詳しい要件等は県のホームページ等でご確認ください。